

1 処分を受けた税理士

氏 名： 石島 裕生

登録番号： 第104217号

2 処分の内容

令和3年6月16日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

税理士法人Aの社員税理士であった被処分者は、Aの関与先であったB協同組合の法人税の確定申告に当たり、B協同組合の代表理事の求めに応じ、架空仕入及び架空広告宣伝費を計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

また、これに伴い、B協同組合の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。